

鳥取県告示第675号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に違反して米子港港湾区域内に放置されている船舶を同法第56条の4第2項前段の規定により撤去するので、同項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 船舶の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者は、平成24年10月16日までに当該船舶を米子港港湾区域内から撤去すること。

名称又は種類	漁船登録番号	船名	形状又は特徴				数量	船舶が放置されている場所
			材質	船長	総トン数	色		
船舶	TT3-8229	前行丸	FRP（繊維強化プラスチック）	10.8メートル	4.97トン	白	1隻	米子市灘町一丁目136地先水面

- 2 1の期限内に撤去されない場合は、港湾管理者である鳥取県知事が当該船舶を撤去し、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により、撤去しなかった者の負担とする。